

資源循環及び廃棄物管理法案 政策大綱(第二次案)

民主党循環社会WT

下線部＝第一次案からの変更・追加した点

第一 総則

一 目的

この法律は、省資源及び廃棄物の管理に関する施策の原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び消費者の責務を明らかにするとともに、資源の有効な利用、廃棄物の発生及び排出の抑制並びにその適正な分別、保管、収集、運搬、再資源化、処分等について定めることにより、資源の保全並びに資源の利用の地域間及び世代間の公平を図りつつ、省資源、発生し、及び排出された廃棄物の再資源化、有害性のない資源循環の確保並びに廃棄物の適正な管理を総合的かつ計画的に促進し、もって環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するとともに環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするものとする。

二 定義

1 この法律において「廃棄物」とは、占有者が廃棄し、廃棄しようとし、又は廃棄しなければならないすべての動産をいうものとすること。廃棄に係る意思の推定の規定を設けるものとする。」「廃棄物」になり得るものは、おおむね別表に掲げる廃棄物群に例示するものとする。

2 この法律において「家庭系廃棄物」とは、消費者から排出される廃棄物をいうものとすること(現行法における「携帯廃棄物」は、家庭系廃棄物とするものとする。)。

3 この法律において「事業系廃棄物」とは、事業者から排出される廃棄物をいうものとすること(現行法における「輸入廃棄物」及び「航行廃棄物」は、事業系廃棄物とするものとする。)。

4 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等をいうも

のとすること。

5 この法律において「生物分解性廃棄物」とは、生物による分解により再資源化が可能な廃棄物をいうものとする。

三 責務

1 国の責務

イ 国は、省資源及び廃棄物の管理に必要な技術の開発、情報の提供、資金の確保その他必要な施策を実施する責務を有するものとする。

ロ 国は、自ら廃棄物の発生及び排出の抑制を図るとともに、自ら再生資源を用いた製品の使用に努めるものとする。

2 地方公共団体の責務

イ 地方公共団体は、地域の実情に即し、国の施策に準じて、省資源及び廃棄物の管理に必要な施策を実施するものとする。

ロ 地方公共団体は、自ら廃棄物の発生及び排出の抑制を図るとともに、自ら再生資源を用いた製品の使用に努めるものとする。

3 製品の製造業者の責務

製品の製造業者は、省資源及び廃棄物の適正な管理に資するため、製品の設計、材料及び製法の選定等の必要な配慮をするとともに、修理体制の確立、製品の回収等廃棄物の発生及び排出を抑制し、環境に対する負荷の少ない流通を確保するよう努めるとともに、その製造した製品に係る環境に対する負荷に関する情報を提供するよう努めるものとする。

4 製品の流通、販売業者等の責務

製品の流通、販売業者等は、省資源及び廃棄物の適正な管理に資するため、環境への負荷の少ない流通及び販売手法を選択するとともに、その取り扱う製品の回収に協力するよう努めるものとする。

ロ 製品の流通、販売業者等は、流通及び販売時に生ずる廃棄物を削減するよう努めるものとする。

ハ 製品の流通、販売業者等は、その取り扱う製品に係る環境に対する負荷に関する情報を提供するよう努めるものとする。

5 製品の使用者の責務

製品の使用者は、環境への負荷の少ない製品の選択、その長期にわたる使用及び分別回収その他の資源循環を図る取組に協力するとともに、廃棄物の発生及び排出を抑制し、環境への負荷の少ない生活様式を実践するよう努めるものとする。

6 廃棄物の所有者及び占有者の責務

廃棄物の所有者及び占有者は、できる限り廃棄物の再使用（廃棄物を改変しないでその全部又は一部をそのまま使用することをいう。以下同じ。）又はリサイクル（廃棄物を原材料等として利用できる状態に改変すること及び原材料等として使用することをいう。以下同じ。）に努めるものとし、再使用又はリサイクルができない場合には適正な回収ルートに乗せ、又は適正処理に努めるものとする。

第二 省資源及び廃棄物の管理に関する施策の原則

一 省資源及び廃棄物の管理に関する施策の優先順位は、次に掲げるところによるものとする。

1 資源及びエネルギーの使用の抑制

2 廃棄物の発生及び排出の抑制

3 再使用

4 リサイクル

5 適正処理

二 一の優先順位の適用に当たっては、極力、一の1から4までを優先するものとする。

三 一の優先順位は、当該順位における低順位の施策が高順位の施策によるよりも環境に対する負荷が少ない場合には、これを適用しないものとし、人命等他に優先すべき利益が存する場合には、これを適用しないものとする。

四 適正処理については、可能な限り熱としての有効利用(発生熱量・燃焼効率が政令で定める数値以上であること・リサイクルするよりも環境に対する負荷が少ないこと・環境に対する負荷の少ない代替素材が存在しないこと等の要件を満たす場合における熱としてのエネルギー回収をいう。)を図るものとし、最終処分は、一の1から4までが技術的に不可能な場合に限り行うことができるものとする。ただし、リサイクルした場合におけるエネルギー、資源等の消費が最終処分をした場合におけるエネルギー、資源等の消費よりも大幅に上回る場合には、無害化処理等の中間処理を行った上で最終処分をすることができるものとする(他にリサイクルに適する代替物が存在する場合を除く。)

五 次に掲げるような廃棄物の処理をしてはならないものとする。

1 人の健康を害する処理

2 動植物に危険を及ぼす処理

3 水質及び土壌に影響を与える処理

4 大気汚染又は騒音により環境に対して有害な影響を与える処理

5 自然保護又は景観保全に反する処理

6 その他環境に対する負荷を大幅に増大させる処理

六 省資源及び廃棄物の適正な管理に関する施策は、個人の権利利益との調和を図りつつ、環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならないものとする。

七 国内において生じた廃棄物はできる限り国内において適正に処理されなければならないものとし、できる限り当該廃棄物が排出された区域内で処理されなければならないものとする。

八 製品の製造から廃棄に至るまでのすべての過程において、可能な限り、資源を節約するとともに、環境への負荷を低減し、エネルギー消費効率及び資源の利用効率を向上させるよう配慮されなければならないものとする。

九 製造者は、その製造した製品で不用となったものを引き取るようにするものとする。

十 省資源及び廃棄物の管理に当たっては、製品の製造からリサイクル又は最終処分に至るまでのすべての過程において、生物の多様性の確保、地球環境の保全等に配慮するものとする。

十一 生物分解性廃棄物については、環境への負荷の少ないリサイクル及び処理の方法を用いるものとする。別に生物分解性廃棄物を肥料として散布できる場合の要件を設けるものとする。

十二 リサイクルに当たっては、廃棄物の種類及び性状に応じた長寿命化その他環境への負荷の少ないリサイクルに努めるものとする。

十三 リサイクルは、有害性のないように行わなければならないものとする。

十四 有害性、爆発性等の性質を有する物質を含有する廃棄物については、次に掲げるところにより、その処理を行うものとする。

- 1 代替物質による使用の削減及び発生抑制
- 2 使用過程における回収及びリサイクル並びに無害化及び安定化
- 3 無害化及び安定化が不可能なものの適切な無害化処理技術が開発されるまでの暫定処理としての保管及び管理

十五 特定有害廃棄物等については、特に、その発生抑制及び使用削減を図

るものとする。

十六 省資源及び廃棄物の管理に当たっては、廃棄物処理施設の民営化の推進等による新規産業の創出に配慮するものとする。

第三 省資源及び廃棄物の管理に関する基本方針等

一 環境大臣は、省資源、リサイクル及び廃棄物の管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、これを公表するものとする。

二 環境大臣は、毎年度、国全体のマテリアルバランスに関する現状を調査し、これに基づいて目標を設定し、これらを公表するものとする。

三 環境大臣は、第七の五の集計の結果を勘案しつつ、国全体及び業種ごとのリサイクル率の努力目標を設定し、これを公表するものとする。

第四 製造物に関する規制等

一 省資源に関する措置

1 環境大臣は、基本方針に即して、資源及びエネルギー消費の削減、施設内での資源の循環的使用等に関し指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 一定規模以上の事業者は、1の指針に沿った資源及びエネルギー消費の削減、施設内での資源の循環的使用等に関する計画の策定を義務づけるものとする。

3 2の計画の策定をした事業者は、環境省令で定める書式に従い、計画及びその実績を公表しなければならないものとする。

二 製品に関する規制等

1 製品に関する責務

製品の開発、製造及び加工並びに販売等を行う者（以下「製造者等」という。）は、製品の開発、製造及び加工並びに販売等を行うときは、環境の保全

上の支障を予防するため、次に掲げる事項の実施に関する責務を有するもの
とすること。

イ 反復使用が可能であり、技術的に長寿命であって、使用後の適正かつ無
害な利用又は環境と調和する処分に適する製品を開発、製造し、市場へ提供
すること。

ロ 廃棄物又は再生原料を製造の際に優先的に利用すること。

ハ 当 該製品が廃棄物となった場合に環境に対する負荷の少ない利用又は
処分に供することができるよう製品に有害成分等の情報を表示するとともに、
廃棄物となった 場合の返還の方法、預託金払戻制度(デポジット制度)の有
無、再使用及び再利用の可能性又は義務等の情報を表示すること。

ニ 製造した製品が廃棄物となった場合にこれを引取り、その後に利用又は
処分すること。

2 設計に関する規制

イ 一 定の製品について、設計の際の製品アセスメント(製造者が製造を行う
前にその製造する製品の製造、流通、使用、廃棄、再資源化及び処分の各段
階における環 境への影響等を調査し、予測し、又は評価し、必要に応じて製
品の設計、製造方法等の変更を行って環境への負荷の軽減化を図ることをい
う。)を設けるもの と すること。

ロ 一定の製品について、省資源、資源循環、長寿命化等を設計に盛り込ま
なければならない制度を設けるもの と すること。

ハ 一定の分野の製品について、使捨てとする設計を制限する制度を設ける
もの と すること。

ニ 有害物質に係る対策を行うもの と すること。

3 製造又は使用に関する規制

イ 製造、流通及び使用を禁止された化学物質を含む製品について製造を禁

止する制度を設けるものとする。

ロ 製品への組込規制がなされている物質等を含む製品について製造を禁止する制度を設けるものとする。製品への組込規制は、別に法律で定めるものとする。

ハ 回収が義務づけられた製品について当該義務に違反した事業者に対して当該製品の製造を禁止する制度を設けるものとする。

ニ 一 定の製品について反復使用を義務づけるものとする。反復使用が可能な部品、容器等の使用率を定めるものとする。反復使用を義務づけられた製品について当該義務に違反した事業者に対して当該製品の製造を禁止する制度を設けるものとする。一定の製品については、反復使用することが不可能な部品、容器等の使用を制限するものとする。

ホ 引取義務の設定が困難である品目等一定の製品について、その製造時にリサイクルされた原材料、環境に対する負荷の少ない代替品等の一定割合の使用を義務づけるものとする(リサイクルされた原材料の使用等が人の健康等に悪影響を及ぼす場合を除く。)。当該製品について当該義務に違反した事業者に対して当該製品の製造を禁止する制度を設けるものとする。

ヘ 環境への負荷の大きい一定の製品について、その使用目的又は用途を制限するものとする。当該製品について当該制限に違反した事業者に対して当該製品の使用を禁止する制度を設けるものとする。

ト 一定の製品について、分別回収に係る情報、素材に係る情報、有害物質の含有に係る情報、リサイクルに係る情報、廃棄物となった場合の処理方法等の表示を義務づけるものとする。当該製品について当該義務に違反した事業者に対して当該製品の製造を禁止する制度を設けるものとする。

三 情報公開

別に法律で定めるところにより、製品の環境に対する負荷に係る情報、廃棄物に係る情報等の公開に関する制度を設けるものとする。

第五 省資源及び廃棄物の管理

一 廃棄物の認定

市町村による放置されている動産の廃棄物としての認定に係る制度を設けるものとする。住民から認定を申請する制度を設けるものとする。廃棄物として認定されたときは、当該動産の所有者は、速やかに、これを処理する責任が生ずるものとする。

二 家庭系廃棄物

1 市町村は、その区域内における家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないものとする。

2 家庭系廃棄物を排出する者は、家庭系廃棄物を収集する者に、当該廃棄物を適切に引き渡さなければならないものとする。

三 事業系廃棄物

1 事業系廃棄物の処理等

イ 原則

一 事業者は、極力、廃棄物の排出抑制に努め、やむを得ず排出する廃棄物については、再使用及びリサイクルに努めるものとする。

二 環境大臣は、第六の五の集計の結果を勘案し、我が国全体及び業種別の事業系廃棄物の再使用及びリサイクルの率の目標並びに当該目標の達成年度の目標を定め、これを公表するものとする。

ロ 再使用及びリサイクルのできない廃棄物については、排出した事業者は、自ら適正に処理にしなければならないものとする。

ハ 事業系廃棄物の野焼きによる処理は禁止するものとする。

二 旧事業系一般廃棄物については、この法律の施行後〇年間は、市町村は、その処理を行うことができるものとする。この場合において、市町村は、適正な対価を徴収することができるものとする。

2 運搬又は処理の委託

イ 事業者は、その事業系廃棄物の運搬又は処理を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従い、その運搬については四の1の廃棄物収集運搬業者に、その処理については五の1のリサイクル関連施設又は五の2の廃棄物処理施設を設置する者にそれぞれ委託しなければならないものとする。この場合において、委託した事業者は、委託後の不法投棄等の不適正処理に関し免責されないものとする。

ロ 不適正処理を行った者及び当該処理を委託した事業者の公表制度を設けるものとする。

3 事業系廃棄物管理票

事業系廃棄物管理票に係る制度(マニフェスト制度)を設けるものとする。当該制度において、最終処分までの確認が委託した事業者^に義務づけられるものとする。事業系廃棄物管理票に係る制度の電子化を推進するものとする。(この法律の施行から五年後にマニフェストの電子化を義務化するものとする。)。

4 事業系廃棄物適正処理推進センターを設け、事業系廃棄物の不法投棄に関する原状回復対策の実施に係る業務を行わせるものとする。

四 廃棄物収集運搬業

1 家庭系廃棄物又は事業系廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長(二以上の市町村の区域において当該業を行おうとする者^{にあつては}、都道府県知事)の許可を得なければならないものとする。ただし、事業者が自らその排出した事業系廃棄物を運搬する場合は、その区域を管轄する市町村長に届け出なければならないものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、1の許可の申請が、次に掲げる基準に適合するものであること等の要件に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとすること。

イ 廃棄物の種類に応じて、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、廃棄物の種類に応じて、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。当該施設に、廃棄物の種類ごとに仕切が設けられていること。

ハ 廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ニ 廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ホ その他環境省令で定める基準

3 1の許可を受けた者は、政令で定める廃棄物の収集及び運搬に関する基準に従い、廃棄物の収集又は運搬を行わなければならないものとする。基準に違反した者には、刑罰を科すものとする。

4 消費者が自ら排出した家庭系廃棄物を運搬しようとするときは、3の基準に従わなければならないものとする。

五 廃棄物処理施設等

1 リサイクル関連施設

リサイクル関連施設(リサイクル施設、保管施設、減容施設、前処理施設その他のリサイクルに係る処理を行う施設として政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(特定有害廃棄物等を取り扱うリサイクル関連施設を設置しようとする者を除く。)は、当該リサイクル関連施設を設置しようとする地を管轄する市町村長に届け出なければならないものとする。

2 廃棄物処理施設等

イ 廃棄物処理施設(焼却施設、最終処分場その他の廃棄物の処理を行う施設として政令で定めるものをいう。以下同じ。)及び特定有害廃棄物等を取り扱うリサイクル関連施設を設置しようとする者は、取り扱う品目ごとに、当該廃棄物処理施設又はリサイクル関連施設を設置しようとする地を管轄する市町村長の許可を受けなければならないものとすること。

ロ 市町村長は、イの許可の申請が、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること等の要件に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとする。

ハ 市町村長は、イの許可をするに当たっては、必要な担保の提供、住民協定の締結その他必要な条件を附することができるものとすること。

ニ 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査等所要の規定を設けるものとする。

ホ 廃棄物処理施設に係る情報を公開する制度を設けるものとすること。

ヘ 廃棄物処理施設の所在し、又は所在した場所に係る公示の制度を設けるものとすること。

3 リサイクル関連施設及び廃棄物処理施設に係る環境上の施設基準を設けるものとする。施設基準に違反した者には、刑罰を科すものとすること。

4 リサイクル関連施設及び廃棄物処理施設の設置者は、当該リサイクル処理施設又は廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならないものとすること。

5 適正に処理がなされたことの証明に関する制度を設けるものとすること。

6 最終処分場に係る維持管理積立金の制度を設けるものとする。

7 従量制の焼却税、埋立税等を導入し、廃棄物処理施設への廃棄物の持込

量の削減を図るものとする。その税収の一部を事業系廃棄物適正処理推進センターの原状回復対策の実施に充てる制度を設けるものとする。

六 特定有害廃棄物等及び生物分解性廃棄物

1 特定有害廃棄物等

特定有害廃棄物等の最終処分を禁止するものとする。その他特定有害廃棄物等に係る特例の規定を設けるものとする。

2 生物分解性廃棄物

生物分解性廃棄物を処理する場合には、環境に対する影響に配慮しつつ、嫌気性処理がなされたメタン発酵及びコンポスト化を優先しなければならないものとし、そのための施設の整備が推進されなければならないものとする。

七 指定製品に係る省資源及び廃棄物の管理

1 特定製品の引取り、再使用及びリサイクル

廃棄物の減量及び再生資源の有効な利用の確保を図る上で特に必要な製品については、製造者は、別に法律で定めるところにより、当該製品（販売前に廃棄される製品を含む。）の引取り、再使用又はリサイクルを行わなければならないものとする。

2 再生資源の利用の促進

イ 製品に関する措置（指定再利用促進製品）

一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品については、当該製品に係る再生資源の利用を促進するため、当該製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、事業者に対する指導及び助言、勧告及び公表等の措置を設けるものとする。

ロ 表示に関する措置(指定表示製品)

一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的としてその材質等を識別するため の表示、分別回収をするための表示及び環境へ負荷を与える物質の含有に係る表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令 で定める製品については、当該製品に係る再生資源の利用を促進するため、当該製品ごとに、材質又は成分等の表示すべき事項につき表示の標準となるべき事項 を定め、事業者に対する主務大臣の勧告及び命令等の措置を設けるものとする。

ハ 回収に関する措置(指定要回収製品)

現状において一定量以上の製造又は廃棄が見込まれるもの、有害物質を含有し、又はその処理の過程において有害物質を発生させるおそれがあるもの、その再資源化が難しいもの又は環境への負荷が大きいもの等回収率の引き上げが特に必要なものとして政令で定める製品については、回収責任を負う者の指定及び目標とする回収率の設定を行うものとする。この場合において、特に必要があると認める場合には預託払戻制度(デポジット制度)又は強制力を有する回収制度の導入等必要な措置を設けるものとする。

指定要回収製品の回収を行う事業者は、四の廃棄物収集運搬業の許可を要しないものとする。ただし、この場合であっても、収集運搬に関する基準を遵守しなければならないものとする。委託基準に従って廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に委託することを妨げないものとする。

回収された製品は、事業系廃棄物として処理を行うものとする。

指定要回収製品以外の製品であっても、環境に対する負荷にかんがみ、その適切な回収の必要がある製品(医薬品、農薬、ペンキ等)については、製造者等は適切な回収に努めるものとする。

ニ 指定再利用促進製品、指定表示製品及び指定要回収製品を定める政令は、随時、見直しを行い、新たに指定すべき製品は、速やかに指定するものとする。

3 消費者は、再生資源の有効な利用に資するため、製品の適切な回収に協力しなければならないものとする。

4 市町村は、分別排出されない廃棄物への従量制に基づく処理手数料の設定等分別回収を促進するための環境の整備に努めるものとする。

5 政府は、国民から意見を聴き、毎年、再生資源の利用に係る法制上の措置に関する五年を目途とする長期の見通しをたて、これを公表しなければならないものとする。

八 再生資源に係る取引市場の整備等

1 政府は、再生資源の利用を推進するため、再生資源の標準化の推進、取引市場の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、再生資源の利用を推進するため、別に法律で定めるところにより、国等の公的部門における再生資源を用いた製品の調達を推進するものとする。

3 地方公共団体は、再生資源の利用を推進するため、再生資源に係る再使用・修理プログラムを作成し、実施するものとする。

4 事業者の再生資源の利用に関する目標の設定及びその達成状況の公表に関する制度を設けるものとする。

5 再生資源に係る取引については、古物営業法の古物営業の許可は必要ないものとする。

第六 市町村廃棄物処理減量計画等

一 市町村は、公聴会の開催、インターネットの活用等により当該市町村の住民の意見を聴き、基本方針に沿って当該市町村の区域内的の廃棄物の処理及び減量に関する計画(以下「市町村廃棄物処理減量計画」という。)を策定するものとする。

二 一定規模以上の事業者は、事業所ごとに、毎年度、前年度の廃棄物発生量及びリサイクルの実績並びに次年度の廃棄物発生量の予測及びリサイク

ルに係る計画を当該事業所の所在地の属する市町村に届け出なければならぬものとする。

三 市町村は、二により届出を受けた事項を集計し、都道府県及び国に報告するとともに、その結果を公表するものとする。

四 市町村は、三の集計により予測される廃棄物発生量と市町村廃棄物処理減量計画が適合しないときは必要な指導及び助言等の措置を講ずるものとする。

五 国及び都道府県は、三の報告に係る事項について集計し、その結果を公表するものとする。

第七 雑則

一 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないものとする。

二 国は、教育活動、広報活動等を通じて、省資源及び廃棄物の管理に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないものとする。

三 国は、省資源及び廃棄物の管理の促進に関する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

四 国は、省資源及び廃棄物の管理に関する統計の整備を推進するものとする。

五 国は、省資源及び廃棄物の管理を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他省資源及び廃棄物の管理に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八 その他

一 国は、この法律の基本的な理念及び方針に基づき、必要な法整備を進めるものとする。

二 国は、製品等の原料採取から廃棄に至る全段階での環境への負荷の評価(ライフサイクルアセスメント)に関する指標を整備するものとする。

三 廃棄物の発生抑制等に関する経済的措置等の導入及び地方自治体の廃棄物処理に係る会計の独立化を検討するものとする。

四 不服審査、市民訴訟、罰則、経過措置等所要の規定を設けるものとする。

第九 施行期日等

一 この法律は、平成十五年一月一日から施行するものとする。ただし、第六の三の三の事業系廃棄物管理票の電子化義務については平成二十年一月一日から施行するものとし、第二の四の最終処分の制限については平成二十二年一月一日から施行するものとする。

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律は、これを廃止するものとする。

三 その他所要の規定を設けるものとする。

別表(廃棄物群)

1 規格外の製造物

2 有効期間を経過した製造物

3 意図的に行わずして採取され、紛失し、又はその他の災害を被った製造物(災害によって汚染された類似物質、施設部材等を含む。)

4 清掃残さ物、包装材、容器等意図的な行為によって汚染され、又は汚損した物質

5 使用済電池、触媒等使用不可能になったもの

- 6 汚染された酸類、溶剤、硬化剤等使用不可能になった物質
- 7 スラグ、蒸留残留物等工業処理工程から発生した残さ物
- 8 ガス洗浄汚泥、空気濾過装置付着残留物、使用済フィルタ等污染防治対策を目的とする工程から発生した残さ物
- 9 旋盤、フライス盤等の金くず等機械及び研削機器による成形の際に発生した残さ物
- 10 鉱業、原油採掘等における原料の採掘・選鉱の際に発生する残さ物
- 11 PCB汚染の油類等の汚染物質
- 12 法律により使用が禁止されているあらゆる種類の物質又は製造物
- 13 農業、家庭、事務所、販売店、工場等において占有者が使用せず、又は使用しなくなった製造物
- 14 土壌浄化の際に生ずる汚染物質又は製造物
- 15 1から14までに掲げられていない製造上又は消費上の残さ物
- 16 前各号の分類のいずれにも該当しないあらゆる物質又は製造物

以上